

## 消費税の達人(平成26年度以降)

### from弥生会計(Ver.21.2.1以降) 運用ガイド

この度は、「消費税の達人(平成26年度以降) from弥生会計(Ver.21.2.1以降)」をご利用いただき誠にありがとうございます。

「消費税の達人(平成26年度以降) from弥生会計(Ver.21.2.1以降)」は、弥生株式会社の「弥生会計」の会計データを「消費税の達人」に取り込むためのプログラムです。このマニュアルでは、「消費税の達人(平成26年度以降) from弥生会計(Ver.21.2.1以降)」のインストール手順や操作手順について説明しています。



## 目次

<b>1.対応製品</b>	<b>3</b>
<b>2.動作環境</b>	<b>4</b>
<b>3.インストール手順</b>	<b>5</b>
パターン①「達人Cube」からアップデートする場合	5
パターン②「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする場合	9
<b>4.運用方法</b>	<b>11</b>
パターン①「弥生会計」と「消費税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合	11
パターン②「弥生会計」と「消費税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合	12
<b>5.操作手順</b>	<b>13</b>
パターン①「弥生会計」と「消費税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合	13
パターン②「弥生会計」と「消費税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合	18
<b>6.連動対象項目</b>	<b>24</b>
「弥生会計」から連動するデータ(連動元)	24
「消費税の達人」に連動するデータ(連動先)	25
[基礎データ(一般用)]画面	26
[基礎データ(簡易課税用)]画面	28
<b>7.アンインストール方法</b>	<b>30</b>
<b>8.著作権・免責等に関する注意事項</b>	<b>31</b>

## 1.対応製品

「消費税の達人（平成26年度以降）from弥生会計（Ver.21.2.1以降）」に対応するNTTデータの対応製品及び弥生の対応製品は以下のとおりです。

対応製品	対応アプリケーション
NTTデータ対応製品	消費税の達人（平成26年度以降用） Professional Edition
	消費税の達人（平成26年度以降用） Standard Edition
弥生対応製品	弥生会計 16 AE
	弥生会計 16 スタンダード
	弥生会計 16 プロフェッショナル
	弥生会計 16 プロフェッショナル 2 ユーザー
	弥生会計 16 ネットワーク
	やよいの青色申告 16

## 2.動作環境

「消費税の達人(平成26年度以降) from弥生会計(Ver.21.2.1以降)」に必要な動作環境は「1.対応製品」(P.3)に記載の「弥生対応製品」と同様です。また、インストールにはハードディスクの空き容量が20MB必要です。



「消費税の達人(平成26年度以降) from弥生会計(Ver.21.2.1以降)」のプログラムの起動を行うには、「1.対応製品」(P.3)に記載の「弥生対応製品」のいずれかがインストールされている必要があります。

## 3.インストール手順

「消費税の達人(平成26年度以降)from弥生会計(Ver.21.2.1以降)」をインストールする手順は、「達人Cube」からアップデートする方法と「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする方法の2パターンあります。

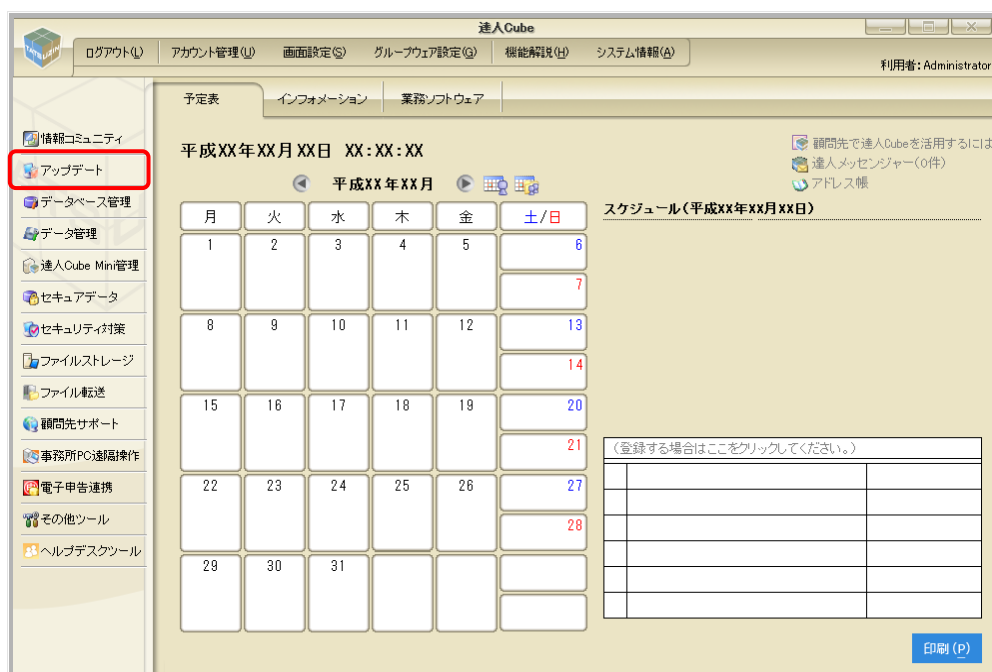
### 注意

インストール作業中に「ユーザーアカウント制御」画面が表示されることがあります。その場合は「はい」ボタンをクリックして作業を進めてください(必要に応じてパスワードを入力します)。

### パターン①

#### 「達人Cube」からアップデートする場合

#### 1. 「達人Cube」にログインし、[アップデート]をクリックします。



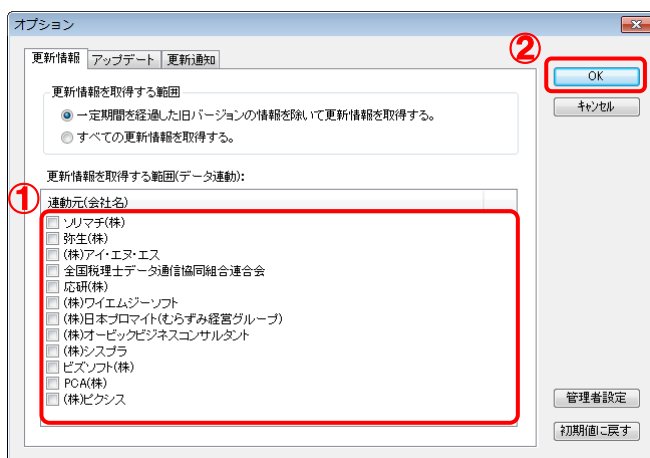
「アップデート」画面が表示されます。

## 2. ユーティリティ[オプション]をクリックします。



[オプション] 画面が表示されます。

## 3. [更新情報]タブー[更新情報を取得する範囲(データ連動)]において該当の[連動元(会社名)]にチェックを付け(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。



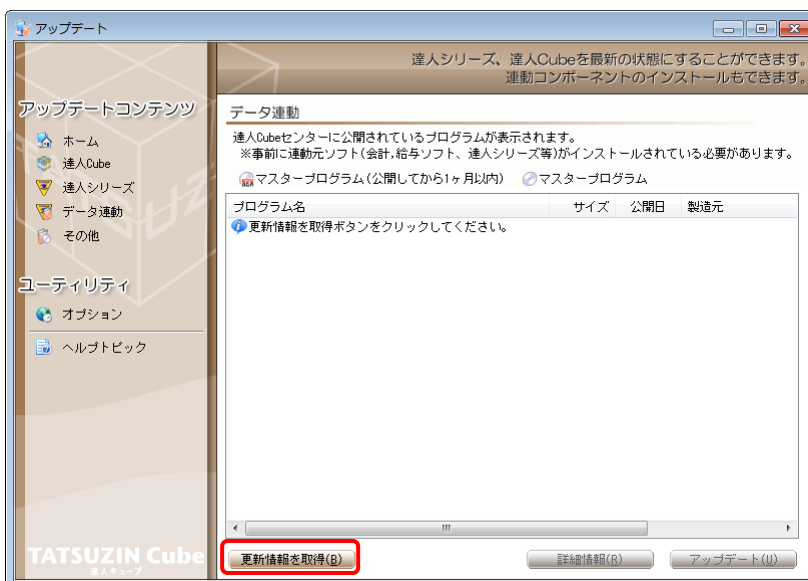
[アップデート] 画面に戻ります。

## 4. アップデートコンテンツ[データ連動]をクリックします。



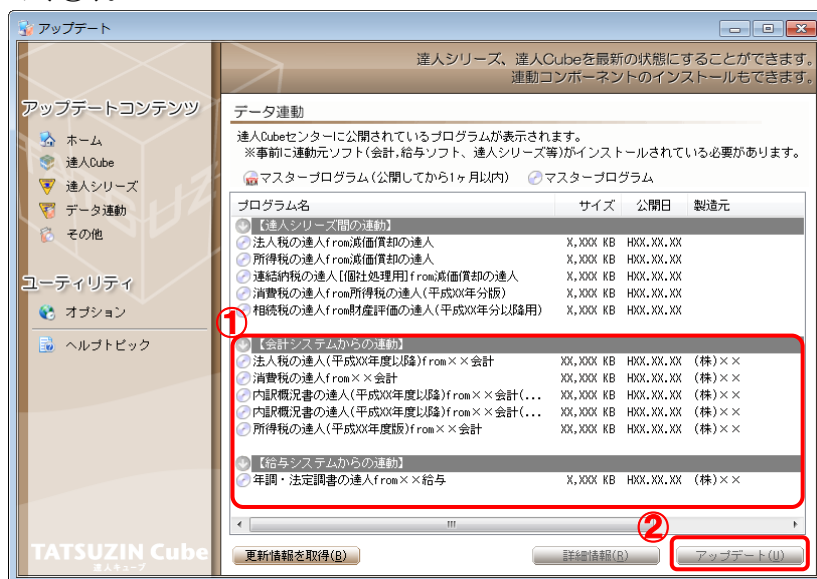
[データ連動] 画面が表示されます。

## 5. [更新情報を取得]ボタンをクリックします。



連動コンポーネントが表示されます。

6. 該当の連動コンポーネントをクリックして選択し(①)、[アップデート]ボタンをクリックします(②)。



[弥生シリーズセットアップ] 画面が表示されます。

7. [インストール開始]ボタンをクリックします。

[使用許諾契約] 画面が表示されます。

8. 使用許諾契約書の内容を確認し、同意する場合は[使用許諾契約の条項に同意します。]にチェックを付け、[次へ]ボタンをクリックします。

[インストール先の選択] 画面が表示されます。

9. [次へ]ボタンをクリックします。

[プログラムをインストールする準備ができました] 画面が表示されます。

10. [インストール]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

11. [弥生シリーズセットアップ]画面に戻ったら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人(平成26年度以降) from弥生会計(Ver.21.2.1以降)」のインストールは完了です。



## パターン②

## 「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合

1. 「達人」オフィシャルサイトの連動会計・給与ソフトのページ  
(<http://www.tatsuzin.info/rendousoft/>)を開きます。



2. 該当の連動会計・給与ソフトメーカーの[連動コンポーネントをダウンロードする]ボタンをクリックします。

該当の連動会計・給与ソフトメーカーの最新の連動コンポーネント一覧画面が表示されます。

3. 該当の連動コンポーネントの[連動コンポーネントをダウンロードする]ボタンをクリックします。

画面の一番下に通知バーが表示されます。

4. [保存]ボタンの右端にある[▼]ボタンをクリックし、表示されるメニュー[名前を付けて保存]をクリックします。

[名前を付けて保存]画面が表示されます。

※ Internet Explorer 8以前のバージョンをご利用の場合は通知バーではなく[ファイルのダウンロード—セキュリティの警告]画面が表示されますので、[保存]ボタンをクリックしてください。

- 5.** [保存する場所]を設定して、[保存]ボタンをクリックします。  
設定した場所にファイルがダウンロードされます。
- 6.** 手順5でダウンロードしたファイルをダブルクリックします。  
[弥生シリーズセットアップ] 画面が表示されます。
- 7.** [インストール開始]ボタンをクリックします。  
[使用許諾契約] 画面が表示されます。
- 8.** 使用許諾契約書の内容を確認し、同意する場合は[使用許諾契約の条項に同意します。]にチェックを付け、[次へ]ボタンをクリックします。  
[インストール先の選択] 画面が表示されます。
- 9.** [次へ]ボタンをクリックします。  
[プログラムをインストールする準備ができました] 画面が表示されます。
- 10.** [インストール]ボタンをクリックします。  
インストールが開始されます。
- 11.** [弥生シリーズセットアップ]画面に戻ったら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人(平成26年度以降) from弥生会計(Ver.21.2.1以降)」のインストールは完了です。

## 4.運用方法

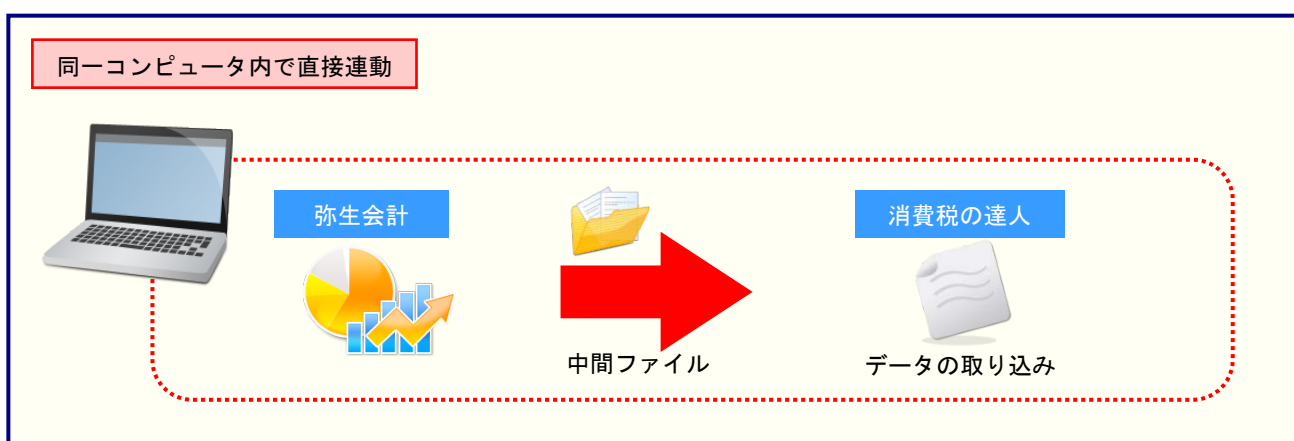
「消費税の達人(平成26年度以降)from弥生会計(Ver.21.2.1以降)」は、「弥生会計」のデータから中間ファイルを作成します。

データ取り込みの操作方法は、「弥生会計」と「消費税の達人」が同一コンピュータにインストールされているかどうかで異なります。

### パターン①

#### 「弥生会計」と「消費税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合

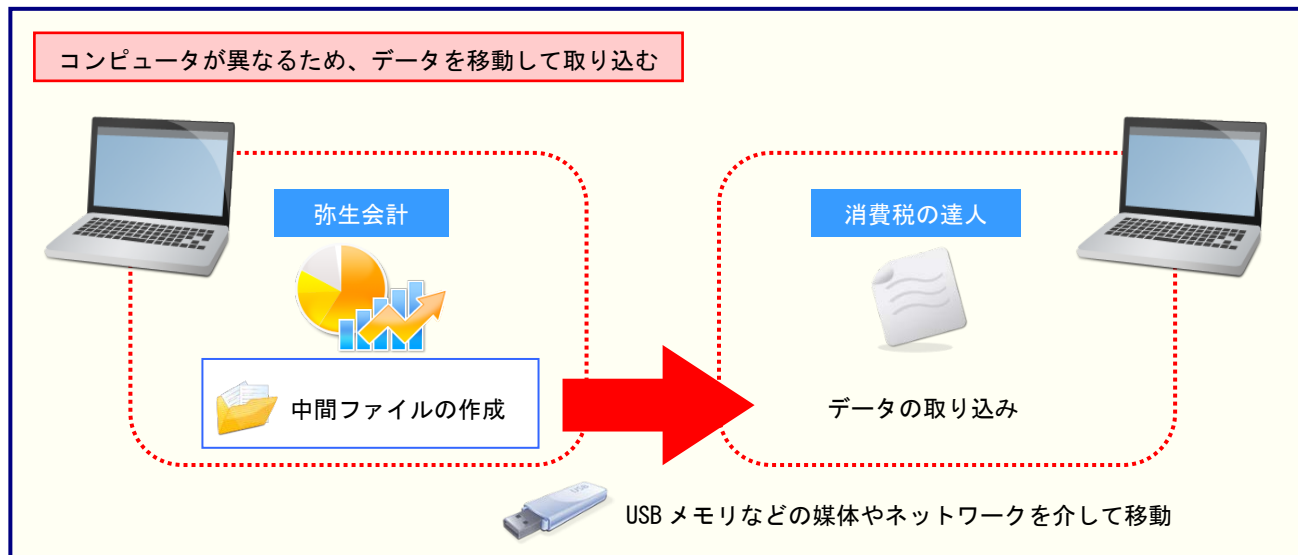
「消費税の達人(平成26年度以降)from弥生会計(Ver.21.2.1以降)」で作成された中間ファイルを直接「消費税の達人」に取り込みます。



## パターン②

### 「弥生会計」と「消費税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合

「弥生会計」がインストールされているコンピュータで中間ファイルを作成し、「消費税の達人」がインストールされているコンピュータで取り込みます。



## 5.操作手順

「消費税の達人(平成26年度以降)from弥生会計(Ver.21.2.1以降)」を使って、以下の手順で連動します。

事前に「6.連動対象項目」(P.24)を必ずお読みください。

操作手順は、「弥生会計」と「消費税の達人」が同一コンピュータにインストールされているかどうかで異なります。



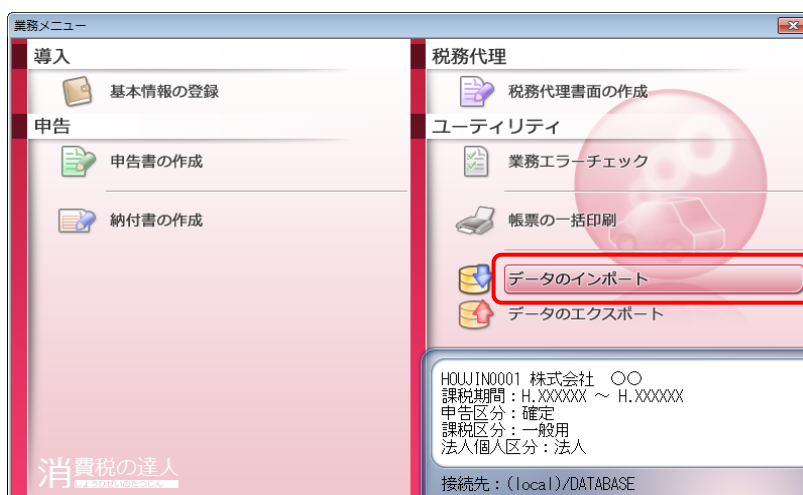
### 注意

「弥生会計」でライセンス認証をしていないと「消費税の達人(平成26年度以降)from弥生会計(Ver.21.2.1以降)」を使用できません。

### パターン①

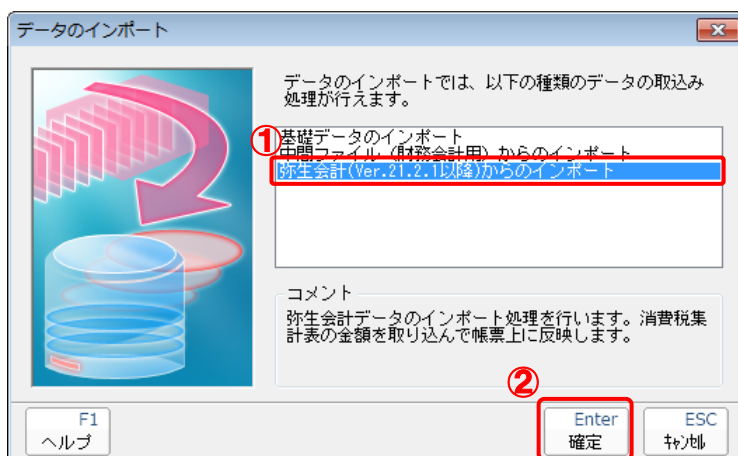
#### 「弥生会計」と「消費税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合

1. 「消費税の達人」を起動してデータを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



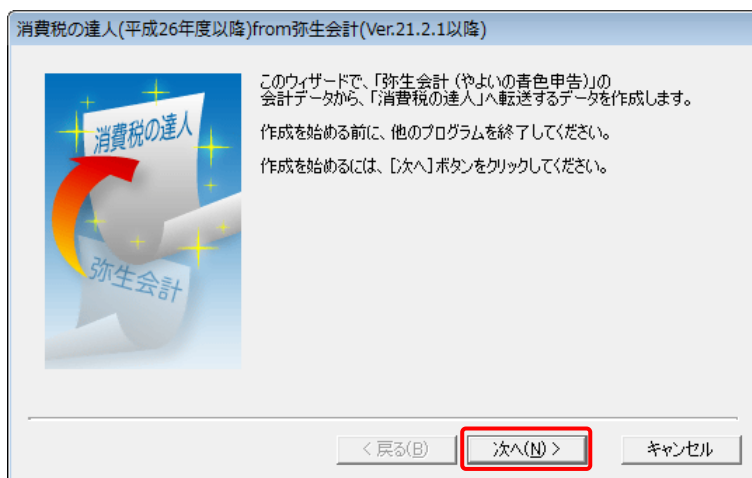
[データのインポート] 画面が表示されます。

## 2. [弥生会計(Ver.21.2.1以降)からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



[消費税の達人(平成26年度以降)from弥生会計(Ver.21.2.1以降)]画面が表示されます。

## 3. [次へ]ボタンをクリックします。



[データの選択]画面が表示されます。

#### 4. 「消費税の達人」に取り込む「弥生会計」のデータをクリックして選択し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。

消費税の達人(平成26年度以降)from弥生会計(Ver.21.2.1以降)

データの選択  
「消費税の達人」へ転送する事業所データを選択してください。

事業所データ	会計
① ○○ 太郎(平成XX年度)KDXX	XX
株式会社 ○○(XX期~XX期)KDXX	XX

参照先(L)...

< 戻る(B)      ② 次へ(N) >      キャンセル

[処理年度の選択] 画面が表示されます。

※ 弥生会計 16 AEがインストールされている場合、弥生会計 16、弥生会計 15、弥生会計 14、弥生会計 13、弥生会計 12、弥生会計 11、弥生会計 10、弥生会計 09で作成された事業所データを選択できます。

#### 5. 手順4で選択したデータの処理年度をクリックして選択し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。

消費税の達人(平成26年度以降)from弥生会計(Ver.21.2.1以降)

処理年度の選択  
「消費税の達人」へ転送する処理年度を選択してください。

① 決算期	会計期間
第XX期	H.XX/XX/XX~H.XX/XX/XX
第XX期	H.XX/XX/XX~H.XX/XX/XX
第XX期	H.XX/XX/XX~H.XX/XX/XX

< 戻る(B)      ② 次へ(N) >      キャンセル

[集計期間の設定] 画面が表示されます。

※ 手順4で選択したデータの会計期間が複数存在しない場合は、手順5の画面は表示されません。手順6に進んでください。

## 6. 「弥生会計」から出力するデータの集計期間を設定し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。

[転送データの作成] 画面が表示されます。

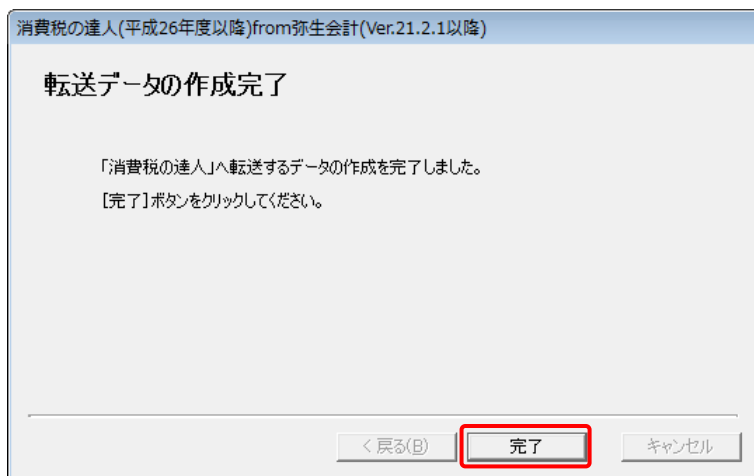
※ 画面は全期間を設定しています。

## 7. [作成開始]ボタンをクリックします。

[転送データの作成完了] 画面が表示されます。

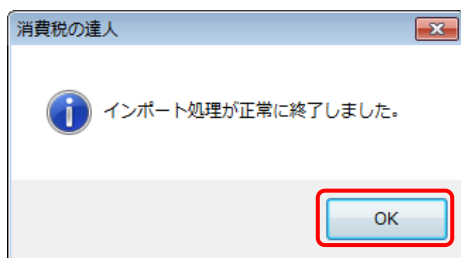


## 8. [完了]ボタンをクリックします。



終了画面が表示されます。

## 9. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。データの作成(中間ファイルの作成)が終了すると同時に、「消費税の達人」にデータが取り込まれます。

以上で、データの取り込みは完了です。

## パターン②

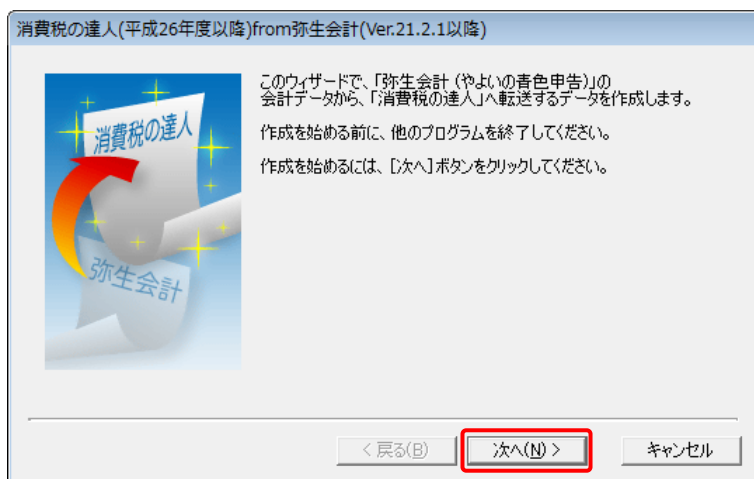
### 「弥生会計」と「消費税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合

1. Windowsのスタートメニュー[すべてのプログラム]—[達人シリーズ]—[連動コンポーネント]—「消費税の達人(平成26年度以降)from弥生会計(Ver.21.2.1以降)」をクリックします。

[消費税の達人(平成26年度以降)from弥生会計(Ver.21.2.1以降)]画面が表示されます。

※ Windows 8以降の場合は、[アプリ]画面に表示されている「消費税の達人(平成26年度以降)from弥生会計(Ver.21.2.1以降)」をクリックします。

2. [次へ]ボタンをクリックします。



[データの選択]画面が表示されます。

### 3. 「消費税の達人」に取り込む「弥生会計」のデータをクリックして選択し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。

消費税の達人(平成26年度以降)from弥生会計(Ver.21.2.1以降)

データの選択  
「消費税の達人」へ転送する事業所データを選択してください。

事業所データ	会計
① ○○ 太郎(平成XX年度)KDXX	XX
株式会社 ○○(XX期~XX期)KDXX	XX

参照先(L)...

< 戻る(B)      ② 次へ(N) >      キャンセル

[処理年度の選択] 画面が表示されます。

※ 弥生会計 16 AEがインストールされている場合、弥生会計 16、弥生会計 15、弥生会計 14、弥生会計 13、弥生会計 12、弥生会計 11、弥生会計 10、弥生会計 09で作成された事業所データを選択できます。

### 4. 手順3で選択したデータの処理年度をクリックして選択し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。

消費税の達人(平成26年度以降)from弥生会計(Ver.21.2.1以降)

処理年度の選択  
「消費税の達人」へ転送する処理年度を選択してください。

決算期	会計期間
① 第XX期	H.XX/XX/XX~H.XX/XX/XX
第XX期	H.XX/XX/XX~H.XX/XX/XX
第XX期	H.XX/XX/XX~H.XX/XX/XX

< 戻る(B)      ② 次へ(N) >      キャンセル

[集計期間の設定] 画面が表示されます。

※ 手順3で選択したデータの会計期間が複数存在しない場合は、手順4の画面は表示されません。手順5に進んでください。

## 5. 「弥生会計」から出力するデータの集計期間を設定し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。

[転送データの作成] 画面が表示されます。

※ 画面は全期間を設定しています。

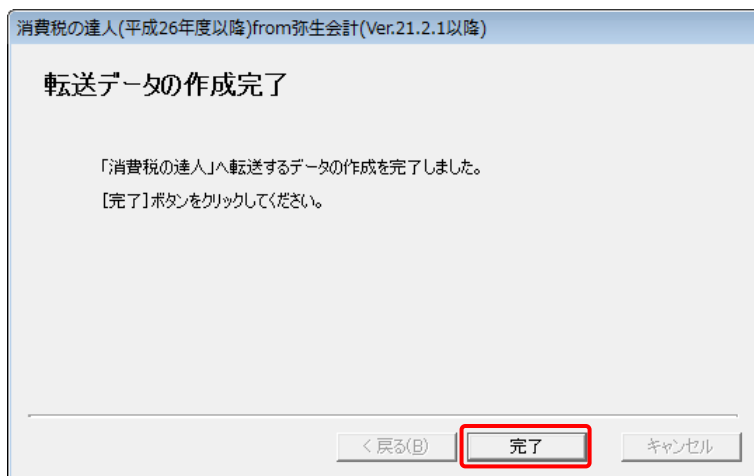
## 6. [場所]と[名称]を確認して(①)、[作成開始]ボタンをクリックします(②)。

[転送データの作成完了] 画面が表示されます。

※ 画面の[場所]の初期値はOSにより異なります。[C:\Users¥(ユーザー名)\Documents]  
又は [C:\Documents and Settings¥(ユーザー名)\My Documents] です。

※ [参照] ボタンをクリックして表示される画面から変更できます。

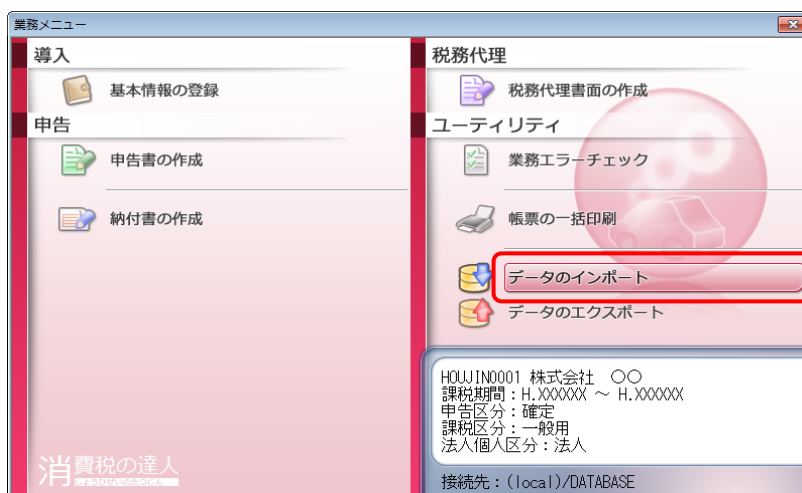
## 7. [完了]ボタンをクリックします。



手順6で指定した [場所] に、中間ファイルが作成されます。

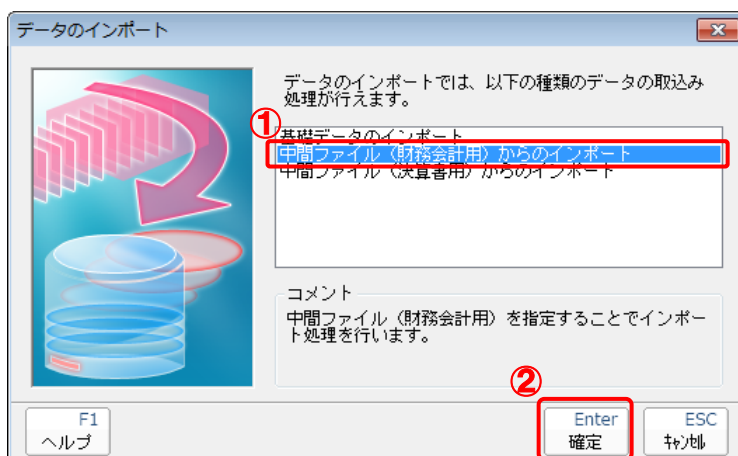
## 8. 作成された中間ファイルを、USBメモリなどの媒体やネットワークを介して「消費税の達人」がインストールされているコンピュータに移動します。

## 9. 「消費税の達人」を起動して中間ファイルを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー [データのインポート]をクリックします。



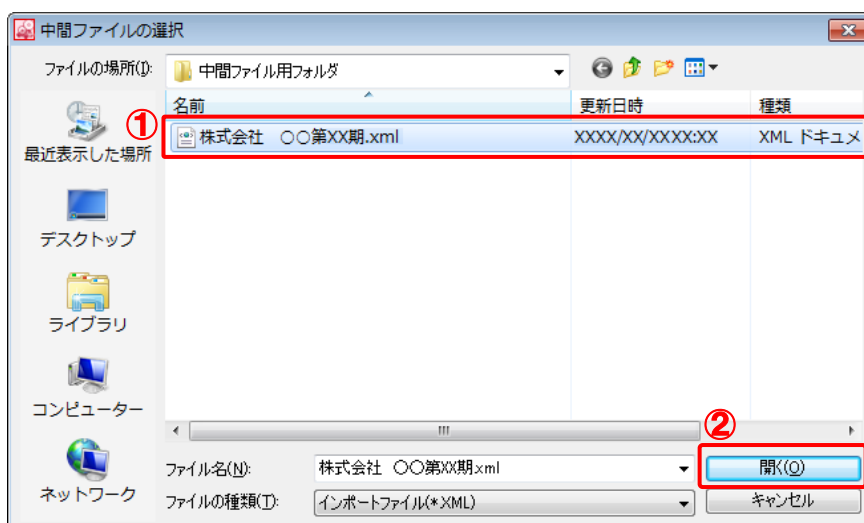
[データのインポート] 画面が表示されます。

**10.** [中間ファイル(財務会計用)からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



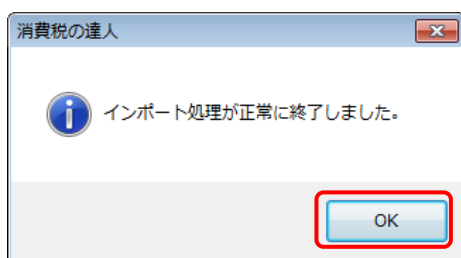
[中間ファイルの選択] 画面が表示されます。

**11.** 作成した中間ファイルをクリックして選択し(①)、[開く]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

## 12. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。

以上で、データの取り込みは完了です。

## 6.連動対象項目

「消費税の達人（平成26年度以降）from弥生会計（Ver.21.2.1以降）」では、「弥生会計」の消費税集計表よりデータを取り込みます。

### 「弥生会計」から連動するデータ(連動元)

「弥生会計」からはメニューバー [集計] - [消費税集計表] - [消費税集計表] のデータが連動されます。

The screenshot shows the software interface with the '集計' (Summary) menu open, highlighting '消費税集計表(S)'. A red arrow points to the '消費税集計表' window, which displays a detailed table of consumption tax data.

		外税	内税	別記	税込	合計
売上	本体	0	137,742,003	154,562,250		292,304,253
	消費税	0	6,886,931	7,494,163		14,381,094
小計		0	144,628,934	162,056,413		306,685,347
対面の返還						
	本体	0	0	0		0
	消費税	0	0	0		0
小計		0	0	0		0
課税	差引計	0	144,628,934	162,056,413		306,685,347
	貸倒 課税分					
	本体	0	0	0		0
	消費税	0	0	0		0
計		0	0	0		0
貸倒回収						
	本体	0	0	0		0
	消費税	0	0	0		0
計		0	0	0		0
輸出						
	売上					0
	返還					0
非課税						628,428
	売上					0
	返還					0
非課税資産						0
	輸出					0
	返還					0
対象外売上						0
有価証券						0
	5%相当					0
	譲渡額					0
貸倒 輸出売上						0
貸倒 非課税売上						0
貸倒 非課税資産輸出						0



#### 注意

メニューバー [決算・申告] - [消費税申告書設定] - [申告基礎データ (\*\*用)] で表示される申告基礎データで「データ取込」を実施しても確認できます。(\*\*には、一般又は簡易課税が入ります。)



## 「消費税の達人」に連動するデータ(連動先)

「消費税の達人」に連動する内容は以下のとおりです。次ページ以降の各画面の網掛け部分が連動対象項目です。

### 一般用

[基礎データ] 画面

- 売上 (8%分) / (5%分)
- 仕入 (8%分) / (5%分)
- 貸倒 (8%分) / (5%分)

### 簡易課税用

[基礎データ] 画面

- 売上 (8%分) / (5%分)
- 返還 (8%分) / (5%分)
- 貸倒 (8%分) / (5%分)



### 注意

- 3%分は連動対象外です。
- 画像は (8%分) ですが、(8%分) と (5%分) で項目は変わりません。

[基礎データ(一般用)]画面

📄 売上 (8%分) / (5%分)

基礎データ (一般用)

売上(8%分) 仕入(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 仕入(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 仕入(3%分) 貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上			
免税売上 (輸出取引等)			
非課税売上・有価証券			
非課税売上・有価証券以外			
非課税資産の輸出等			
課税売上に係る対価の返還			
免税売上に係る対価の返還			
非課税売上に係る対価の返還			
非課税資産の輸出等の返還			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

Ctrl+Enter 確定  
ESC キャンセル

📄 仕入 (8%分) / (5%分)

基礎データ (一般用)

売上(8%分) 仕入(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 仕入(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 仕入(3%分) 貸倒(3%分)

区分	項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額 (税抜)	仮払消費税	税込価額
仕入	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
輸入仕入	課税売上対応(6.3%分)			
	非課税売上対応(6.3%分)			
	共通売上対応(6.3%分)			
	地方消費税分			
仕入返還	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
輸入仕入返還	課税売上対応(6.3%分)			
	非課税売上対応(6.3%分)			
	共通売上対応(6.3%分)			
	地方消費税分			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

Ctrl+Enter 確定  
ESC キャンセル

貸倒 (8%分) / (5%分)

基礎データ (一般用)

売上(8%分) 仕入(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 仕入(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 仕入(3%分) 貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
貸倒額			
貸倒回収金額			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1 ヘルプ  
F9 印刷  
Ctrl+Enter 確定  
ESC キャンセル

[基礎データ(簡易課税用)]画面

売上(8%分) / (5%分)

基礎データ (簡易課税用)

売上(8%分) 返還(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上	第1種事業		
	第2種事業		
	第3種事業		
	第4種事業		
	第5種事業		
	第6種事業		
	事業区分「0」		
課税売上 計			
免税売上(輸取出引等)			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。  
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

F1 ヘルプ  
F9 印刷  
Ctrl+Enter 確定  
ESC キャンセル

返還(8%分) / (5%分)

基礎データ (簡易課税用)

売上(8%分) 返還(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上返還	第1種事業		
	第2種事業		
	第3種事業		
	第4種事業		
	第5種事業		
	第6種事業		
	事業区分「0」		
課税売上に係る対価の返還 計			
免税売上に係る対価の返還			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。  
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

F1 ヘルプ  
F9 印刷  
Ctrl+Enter 確定  
ESC キャンセル

貸倒(8%分) / (5%分)

基礎データ (簡易課税用)

売上(0%分) 返還(0%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
貸倒額			
貸倒回収金額			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に  
加算されます。  
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

F1 ヘルプ  
F9 印刷  
Ctrl+Enter 確定  
ESC キャンセル

## 7.アンインストール方法

「消費税の達人(平成26年度以降)from弥生会計(Ver.21.2.1以降)」をコンピュータからアンインストールするには、以下の手順で行います。



### 注意

アンインストール作業中に [ユーザーアカウント制御] 画面が表示されることがあります。その場合は [はい] ボタンをクリックして作業を進めてください (必要に応じてパスワードを入力します)。

- 1. Windowsのスタートメニュー[コントロールパネル]をクリックします。**

[コントロールパネル] 画面が表示されます。  
※ Windows 8以降の場合は、[アプリ] 画面に表示されている「消費税の達人(平成26年度以降)from弥生会計(Ver.21.2.1以降)」を右クリック→ [アンインストール] をクリックし、手順3に進みます。
- 2. [プログラムのアンインストール]をクリックします。**

[プログラムのアンインストールまたは変更] 画面が表示されます。  
※ [コントロールパネル] 画面をアイコン表示にしている場合は、[プログラムと機能] をクリックします。
- 3. [消費税の達人(平成26年度以降)from弥生会計(Ver.21.2.1以降)]をクリックして選択し、[変更]をクリックします。**

[InstallShield Wizard] 画面が表示されます。
- 4. [次へ]ボタンをクリックします。**

[プログラムの保守] 画面が表示されます。
- 5. [削除]を選択した状態で[次へ]ボタンをクリックします。**

確認画面が表示されます。
- 6. [削除]ボタンをクリックします。**

アンインストールが開始されます。
- 7. アンインストールの完了画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。**

以上で、「消費税の達人(平成26年度以降)from弥生会計(Ver.21.2.1以降)」のアンインストールは完了です。

## 8.著作権・免責等に関する注意事項

『弥生』は弥生株式会社の登録商標です。

Microsoft、Windows、Windows Server、Windows Vista、SQL Server、Internet Explorer、Outlook、Excel は米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

Adobe、Adobe Reader、Acrobat は、Adobe Systems Incorporated（アドビ システムズ社）の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

その他、記載された会社名および製品名などは該当する各社の登録商標または商標です。

本文中、®マークは明記しておりません。

使用許諾契約書に関しては[こちら](#)をご覧ください。

---

**消費税の達人(平成26年度以降)  
from弥生会計(Ver.21.2.1以降) 運用ガイド**

平成27年9月24日改訂版

---